

議員案第1号

衆議院解散権の行使に関する法的明確化と民主的正当性の確保を求める
意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和8年3月16日提出

小金井市議会議員

太 田 宏 徳

ながとり 太郎

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

片 山 かおる

森 戸 よう子

衆議院解散権の行使に関する法的明確化と民主的正当性の確保を求める 意見書

本年1月10日、総務省自治行政局選挙部管理課は、新聞報道が早期の衆議院解散論を報じたことを受け、各都道府県選挙管理委員会事務局宛てに、「衆議院の解散に伴う総選挙の執行について」とする事務連絡を出した。事務連絡では、至急の連絡として衆議院議員選挙に向けた事務の準備を進める必要があること、また、各市区町村の選挙管理委員会に対する周知について依頼した。

1月19日に高市首相は「衆議院解散」を明言し、23日に解散、27日公示、2月8日投開票の第51回衆議院議員選挙が行われ、解散から投票まで16日間という戦後最短の選挙となった。各自治体の選挙管理委員会は、投票所の確保や入場整理券の発送を始めとする、様々な選挙事務を極めて切迫した日程の下で行わざるを得ず、選挙の適正かつ正確な執行に支障が生じるおそれもあった。また、候補予定者は通常のエlection準備や自身の政策周知を行うための期間がほぼなく、有権者も十分な情報に基づき、投票先を判断するという貴重な機会が失われた。

衆議院の解散は、日本国憲法（以下「憲法」という。）の下における極めて重大な統治行為であり、国民の代表機関を一旦白紙に戻し、国民に主権者としての最終的判断を求める制度である。その結果は国政全般のみならず、地方自治体の行政運営や財政運営にも大きな影響を及ぼす。憲法は衆議院の解散について明文による要件を定めておらず、その運用は主として政治慣行に委ねられてきた。しかしながら、その大義や理由が国民に十分説明されないまま解散が行われる場合、解散制度の民主的正当性に対する疑義が生じかねない。解散権の行使に関し、その法的整理及び説明責任の在り方について、より一層の明確化を図ることが求められる。

第一に、憲法第7条第3号は、天皇の国事行為として「衆議院を解散すること」を規定し、憲法第3条はこれを「内閣の助言と承認」によって行うものとしていることから、解散の実質的判断主体は内閣であると解されている。内閣は憲法第66条第1項により合議体として構成される機関であり、解散の決定は本来、内閣としての意思決定である。したがって、解散の判断過程や理由については、内閣としての責任において合理的説明がなされることが、憲法上の責任政治の原理（憲法第66条第3項）に照らし、要請されるものである。

第二に、議院内閣制において、内閣の存立は国会の信任に基づいており、憲法第69条は、衆議院が内閣不信任決議を可決した場合の対応として、内閣総辞職又は衆議院解散を規定している。衆議院解散は、国会と内閣との間に生じた政治的緊張関係を最終的に国民の判断に委ねる制度として理解されてきた経緯があるため、解散の理由が国政上の重要課題や政治的対立状況との関係で明確に説明されない場合、制度本来の趣旨との整合性について国民的議論を生じさせることとなる。解散は総理大臣個人の信任確認手続として、明文により位置付けられているものではなく、その政治的意義については、より慎重な整理と説明が求められる。

第三に、衆議院の解散及び総選挙の実施は、多額の公費を伴う国家的事業であるとともに、国会審議の中断や政策決定の遅延を生じさせる可能性がある。国の予算編成や制度改正の停滞は、地方自治体の予算編成、事業執行、条例整備等に直接的な影響を及ぼす。解散の理由や判断過程が国民に十分説明されない場合、政治過程への信頼を損なうおそれがあり、ひいては地方自治の安定的運営にも影響を及ぼしかねない。

以上、解散権行使の透明性及び説明責任の確保は、民主主義の健全な発展にとって不可欠であり、地方自治の立場から、憲法の趣旨に沿った責任ある政治運営と、民主主義に対する国民の信頼確保が強く求められる。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項について速やかに検討するとともに、必要な措置を講じるよう強く要望するものである。

- 1 衆議院解散に際し、内閣としての意思決定過程及び解散理由を、国民に対し具体的かつ明確に説明する制度的枠組みの整備を行うこと。
- 2 衆議院解散権の行使に関し、内閣の合議性及び責任の所在を明確にするための制度的検討を行うこと。
- 3 解散の政治的意義及び民主的正当性を担保するための法的・制度的整理を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
法務大臣 様

議員案第2号

公立病院への財政支援を抜本的に強化することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和8年3月16日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

た ゆ 久 貴

片 山 かおる

公立病院への財政支援を抜本的に強化することを求める意見書

急激な物価高騰、人件費の上昇及び新型コロナウイルス感染症関連補助金の打ちりの影響で、全国の多くの病院で経常利益が赤字という状況である。全日本病院協会などからは、「このままではある日突然、病院がなくなります」という深刻な声が上がっている。

全国自治体病院協議会の調べでは、自治体病院のうち86%が2024年度の経常収支が赤字となっており、2022年度の34.1%から急激に悪化している。大本には、国の診療報酬が物価高騰や賃金上昇を反映せず低く抑えられていることに問題があることは明らかである。

東京都でも、多くの公立病院が赤字である。小金井市が構成市となっている公立昭和病院では、2024年度は14億円も赤字と報告されている。

東京都市長会が来年度予算案に向け「持続可能な公立病院運営に対する支援」を最重点要望に掲げ、「物価高騰や人件費増加により極めて厳しい経営状況に直面」、「地域を支える医療従事者の確保が困難な状況」としており実態は切実である。

地域にとって、かけがえのない役割を果たしている公立病院を守り支えていくことは、政治の責任である。

よって、小金井市議会は、東京都に対し、公立病院への支援を抜本的に拡充するために以下の事項を強く求めるものである。

- 1 東京都として、公立病院の経営を支えるための財政支援を、抜本的に拡充して行うこと。
- 2 国に対して、国費投入による診療報酬の抜本的な引上げと、公立病院への支援の充実を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 齋藤康夫

東京都知事様

議員案第3号

統一協会との関係の疑惑を全容解明することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和8年3月16日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ
坂 井 えつ子
水 上 洋 志
片 山 かおる

統一協会との関係の疑惑を全容解明することを求める意見書

高市首相はこれまで世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神霊協会、以下「統一協会」という。）との接点について「選挙応援無し。行事出席無し。金銭のやり取り無し。祝電も当事務所が手配した記録は無しだった。」（2022年8月14日のXより）とSNSで発信するなど、接点を否定していた。また、自由民主党（以下「自民党」という。）による所属議員の統一協会との接点についての調査結果（2022年9月）にも高市首相の名前は無く、メディアのアンケート調査でも高市首相は統一協会との接点を否定していた。

しかし、高市氏の事務所の政治資金パーティー券購入者について記した内部資料が明らかになり、それによると、2019年3月に開かれた高市氏のパーティーでは、「世界平和連合奈良県連合会」がパーティー券を2万円ずつ計4万円購入し、2012年6月に開かれたパーティーでも、「世界平和連合」を紹介者として統一協会関係者3人が2万円ずつ計6万円購入したとしている。

また、高市氏の事務所が会合や行事などへの出欠や対応等について記録した内部文書によると、世界平和連合から行事の案内や招待を受けて、出席はしなかったがメッセージを送ったという記録がある。

さらに、統一協会の内部文書「TM特別報告」が自民党との深い関係を明るみに出した。「TM特別報告」には、2021年の総選挙で「我々が応援した国会議員の総数は、自民党だけで290人に達する」と記載されている。2026年の総選挙においては、自民党公認候補のうち、28人が統一協会と関係があると紹介されている人物であった。「TM特別報告」の中で高市氏の名前は32回も登場し、2021年の自民党総裁選について「安倍元首相が私たちに近い存在であるという観点から見れば、高市氏が自民党総裁になることは、天の最大の願いと解釈することもできます」という報告もあった。

高市首相は、統一協会との接点について説明責任を果たすべきである。統一協会が日本政治に介入することは問題であり、虚偽の発言で統一協会との関係を隠ぺいしていたとすれば重大である。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、統一協会との関係の疑惑を全容解明することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤康夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様

議員案第4号

地方交付税の拡充を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和8年3月17日提出

小金井市議会議員

坂 井 えつ子
沖 浦 あつし
片 山 かおる
森 戸 よう子

地方交付税の拡充を求める意見書

地方交付税は、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものである。

昨今、人口減少や少子・高齢化によって財政需要は高まり、自治体が「住民福祉の機関」として果たすべき役割は、ますます重要になっている。地方自治体にとって重要な財源となっている地方交付税は、時代の状況に合わせ総額を確保・充実するとともに、個々の地方自治体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るべきである。

しかし、政府・与党は2026年度税制改正において、東京都に集中している地方税（法人事業税など）の「税源の偏在」を問題視し、これを地方に再配分する「偏在是正措置」の強化を検討しているとのことである。

政府が「東京一極集中の問題を助長しかねない」として、東京都の財源を取り上げるというのは本末転倒であり、地方分権に逆行すると言わざるを得ない。

よって、小金井市議会は、政府に対し、「偏在是正」を名目に東京都の税源を取り上げるのではなく、これまでの地方財政の抑制路線を転換し、自治体の財政需要に見合った一般財源総額の確保、地方交付税率の引上げなど地方財政の充実を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣 様

内閣官房長官 様

総務大臣 様

財務大臣 様

議員案第5号

アメリカ、イスラエル及びイランにおける平和の即時実現を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和8年3月18日提出

小金井市議会議員

清水 学

ながとり 太郎

安田 けいこ

坂井 えつ子

片山 かおる

森戸 よう子

アメリカ、イスラエル及びイランにおける平和の即時実現を求める決議

2月28日、アメリカ及びイスラエルは、イランに対し大規模な攻撃を開始し、最高指導者アリ・ハメネイ師を殺害した。イランの核開発が一因とも言われているが、独立した主権国家の最高指導者の殺害は断じて許容されるものではない。

もちろん、反政府デモを暴力的に抑え込むなどイラン政府による自国民への弾圧も許されない。3月8日に就任したイランの新しい最高指導者であるモジタバ・ハメネイ師は、3月12日、初めて出した声明で「民衆の意志は、敵を後悔させる防衛を継続することにある」とし、アメリカ及びイスラエルへの攻撃を繰り返している。

中東情勢は全面的な軍事衝突の段階へと急速に移行している。双方に多数の死傷者が出ており、罪のない子どもを含む多くの市民も犠牲になっている現状は看過できない。

小金井市議会は、1960年の「世界連邦平和都市宣言」および1982年の「小金井市非核平和都市宣言」において、恒久平和を求め続けてきた。

よって、小金井市議会は、我が国及び関係各国の政府に対して、全ての国が国連憲章や国際法を遵守する義務を有すること、及び全ての国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認し、アメリカ、イスラエル及びイランにおいて、直ちに外交によって平和的に解決することに、全力を傾注することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和8年 月 日

小金井市議会

議員案第6号

障害者交通手当支給対象者への配慮を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和8年3月23日提出

小金井市議会議員

中 井 れい子

清 水 学

坂 井 えつ子

河 野 麻 美

沖 浦 あつし

障害者交通手当支給対象者への配慮を求める決議

議案第23号「小金井市障害者交通手当条例」は、利用者からの多くの声を受け、領収書の保管や申請手続の負担軽減、対象者の拡大を図るなど、利便性の向上を目指すものである。

しかし、制度移行に伴う一律の支給額設定により、現行制度において上限額等を受給している利用者を中心に、356人もの市民が減額対象となることが示されている。その中には、通院や生活に不可欠な移動により、現行制度の上限月額3,000円を大きく上回る支出を余儀なくされている重度の心身障害者・児等の世帯が多数含まれている。

議案審査においても「提案前に関係団体などにヒアリングすべきだった」、「減額となる方への救済策や補完的な支援策を検討すべき」、「減額しない工夫はなかったのか」などの意見が複数の会派から出された。

「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会」を掲げる本市において、制度の変更が、支援を必要とする方々の暮らしや社会参加へのハードルとなってしまうことは、本来の理念に照らし、避けなければならない。

よって、小金井市議会は、市長に対し、新制度への円滑な移行と対象者の生活を守るため、以下の事項を強く求めるものである。

1 丁寧な周知と実態把握

不安を解消するため、対象となる世帯に対し、制度変更の影響を個別に丁寧に説明するとともに、実態把握をすること。

2 実態に即した補完的支援策の検討

特に利用頻度が高く、生活に支障が生じるおそれのある重度の心身障害者・児等に対し、交通費助成について柔軟な支援策を検討すること。

以上、決議する。

令和8年 月 日

小金井市議会

議員案第7号

建設工事費が約40億円も膨れ上がった新庁舎等建設について市民への説明を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和8年3月23日提出

小金井市議会議員

渡 辺 大 三

森 戸 よう子

建設工事費が約40億円も膨れ上がった新庁舎等建設について市民への説明を求める決議

小金井市は令和8年第1回定例会において、新庁舎及び（仮称）新福祉会館建設（以下「新庁舎等建設」という。）について、現設計を変更せずに工事費174億円、総事業費242億円に大幅に増額する方針を市議会に示した。

そのため令和8年度においては、現設計における施工事業者の選定のための事前調査、施工者選定方法の検討、再積算などを1年間かけて行い、令和9年度もしくは令和10年度に3回目の入札を実施する方針を示した。

予算質疑において、財政計画の見通しが立ったと説明するが、客観的な根拠となるものは示されなかった。市が示した中期財政計画は5年間に限るもので、6年目以降の財政計画は示されていない。

しかし、総事業費242億円のうち借入額は164億5,670万3千円（利子も含む）になることが示されており、現設計のまま進めれば令和12年度には市の借金総額は292億713万円となる（「第5次基本構想後期基本計画・中期財政計画」より）。第一小学校の建て替え工事経費の増額分をはじめとする小中学校の大規模工事など公共事業を加えると、小金井市の財政規律ガイドラインで規制する借金総額を上回ることが予想される。今後の建設事業に大きく影響を及ぼすものとなるだけでなく、再び危機的財政状況に陥り、市民生活に影響が出ることを指摘せざるを得ない。

限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果を上げ、福祉の増進を目指すのが自治体の役割である。自治体の責務に照らしても設計の見直しを行うべきである。

また人口減少は小金井市にも訪れ、生産人口は減少し、税収が落ち込むことが予想される。人口減少を抑制する対策を打つ必要はあるが、設計の見直しで新庁舎等に関わる莫大な建設工事費のコストダウンを図り、後年度の負担を抑制することはその対策の一つである。

市役所庁舎建設は長年の課題であり、早期の建設が求められている。しかし、建設工事費が青天井に膨れ上がっていること、現設計のままで市財政や市民生活にどのような影響が出るのかなど、現設計のまま莫大な建設工事費の増額を市民に知らせることなく進めることは、丁寧さに欠け、市民参加条例の趣旨からしても許されない。

よって、小金井市議会は、市が新庁舎等建設の現状と今後の方向について、市報やホームページによる周知は当然のことであるが、十分な市民説明会を開催するなどして市民に知らせ、現設計のまま進めて良いかどうか市民の声を聞くことを求めるものである。

以上、決議する。

令和8年 月 日

小金井市議会

議員案第8号

市民交流センター指定管理委託料その2に関する決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和8年3月23日提出

小金井市議会議員

清水 学

小林 正樹

河野 麻美

沖浦 あつし

渡辺 大三

市民交流センター指定管理委託料その2に関する決議

令和8年度小金井市一般会計予算案に市民交流センター（小金井 宮地楽器ホール）指定管理委託料その2として、2,069万4,000円が計上された。その理由は、令和7年1月末に、指定管理者から当初予定していた舞台会社と契約ができなくなり、舞台サービスの変更が必要になったことによるものであった。

しかし、それに先立って行われた指定管理者選定委員会では、指定管理者が提案した事業計画や収支計画への指摘が相次いだ。令和6年10月25日の第2次審査では選定委員長より「この計画でしっかりやれるということの良いか」と問われ、指定管理者は「基本的にはこの御提案させていただいている金額で5年間指定管理者を責任持って行わせていただきたいと思います。」と答弁したにもかかわらず、同年12月26日に指定管理者告示を受けてからわずか1か月で、自らの事業提案を履行できない事態に陥ったことは、指定管理者選定の適正性に対する疑念を生じかねない状況であり、指定管理者にも相応の責任があると言わざるを得ない。

また、市民交流センターが平成24年3月に開館して以来、同じ事業者が指定管理業務を担っているが、説明会参加事業者は毎回減少しており、今回の令和6年及び前回の令和元年指定管理者募集において応募したのは現事業者のみであった。このことについて、指定管理者選定委員会において、余裕のある募集期間の確保や指定期間の見直しなどの公募条件の改善、適正な指定管理委託料金の設定などの指摘がなされてきたにもかかわらず、抜本的な見直しがなされないまま公募が実施されたことは、施設管理者としての市当局の検討が不十分であったと言わざるを得ない。

よって、小金井市議会は、令和8年度同様に令和9年度から令和11年度まで指定管理委託料その2として6,208万2,000円の債務負担行為が設定されているが、上記経過に鑑みて、以下の事項を強く要望するものである。

- 1 今回の事態の要因となった指定管理者と舞台会社との契約等における事実関係を市が明らかにした上で、指定管理者と再度慎重な協議を行い、かつ、利用者に不測の事態が生じないよう市として最善の措置をとること。
- 2 募集要項、仕様書等の見直し、適正な指定管理委託料の設定など応募事業者を増やす最大限の施策を講じること。
- 3 開館から12年が経過していることを踏まえ、大規模改修に備えて周到な準備を行い、その際には、市民交流センターの設置目的を果たすために、従来の指定管理者制度が適切かどうか抜本的な検討を行うこと。

以上、決議する。

令和8年 月 日

小金井市議会